

第6 公共用水域での流出油事故発生状況

平成18・19年度に公共用水域で発生した流出油事故は表43のとおりです。

表43 公共用水域流出油事故発生状況

【平成18年度】

年 月 日	場 所	状 況、措 置 及 び 原 因
18. 4. 7	猪川町字善蔵敷	<p>原因者事業場従業員が、依頼先から油が入った状態の重油タンクを自社4tトラックで搬送中、カーブを曲がった直後に荷台から落下。タンクは道路脇の民有地に駐車してあった軽トラックに接触後、落下の衝撃でバルブを破損。タンク内のA重油が流出した。路面に流出した油は、一部が道路脇の中井川へも流入した。流出した油は吸着剤と吸着マットで処理するとともに、オイルフェンスにより盛川への流入を防止した。</p> <p>原因は油が入った状態でタンクを運搬したこと及び固定不良と考えられる。</p> <p>【流出量：約100ℓ～200ℓ】</p>
18. 4. 12	大船渡町字笹崎	<p>船たまり場に停留していた小型船が沈み、油が漏出。船舶検査を受けておらず、撤去指導を受けていたものであった。大船渡市漁協がオイルフェンスを設置して対応。油の流出もわずかであった。</p> <p>その後、沈んだ船をクレーンで引き上げるとともに、オイルフェンス内の油は吸着マットで処理した。</p> <p>【流出量：不明】</p>
18. 6. 9	大船渡湾内	<p>漁協組合員が湾内の牡蠣養殖筏周辺に約500mの油の帯を発見。関係機関が現地を確認したが、発生時は風が強く雨も降っていたため、既に油は拡散しており、原因等を特定することができなかった。</p> <p>【流出量：不明】</p>
18. 6. 9	大船渡町字永沢	<p>軽油と推定される油が、漁港区域内にある魚市場前の漁港管轄道路と県道丸森権現堂線に流出しているとの内容で大船渡地区公民館長から消防署へ通報があった。</p> <p>油は一部、海上へも流出したとみられるが、流出量はそれほど多くはないものと推察された。</p> <p>付近にガソリンスタンドがあることから、燃料タンクのキャップの閉め忘れ又は閉めこみ不良によるものと推察された。</p> <p>【流出量：不明】</p>

年 月 日	場 所	状 況、措 置 及 び 原 因
18. 7. 8	大船渡湾内	<p>消防署職員が、エンジン停止船を救助するため、船を珊瑚島付近に出していたところ、100m程の幅で浮流している油を発見し、関係機関へ連絡。</p> <p>油はさらに広範囲に広がってきたため、漁協側が分散剤の使用を決定し、漁船で散布しながら拡散し、対応にあたった。</p> <p>油種と流出量、原因者は不明であった。</p> <p>【流出量：不明】</p>
18. 7. 16	大船渡湾内	<p>湾口防波堤付近で作業をしていた漁民が、湾口防波堤から湾内側へ伸びる約 200mの油の帯を発見し、漁協を通して関係機関へ通報した。</p> <p>油は分散剤により処理され、漁業施設等への被害はなかったが、油種と流出量、原因者は不明であった。</p> <p>【流出量：不明】</p>

【平成 19 年度】

年 月 日	場 所	原 因 及 び 措 置
19. 4. 13	三陸町越喜来字浪板	<p>個人所有の重油タンクをリフトで撤去する際に発生。流出した油は側溝から湾内へ流出したが、流出した油の量は不明であった。</p> <p>流出した油は、漁協職員がオイルフェンスと中和剤で処理した。</p> <p>【流出量：不明】</p>
19. 8. 22	末崎町字小細浦	<p>交通事故により、道路に油が流出。事故現場における油の防除作業と、オイルフェンスによる湾内への流出防止対策も完了していた。</p> <p>油吸着マットについては漁協が回収後、事故の原因者の責任で処理した。</p> <p>【流出量：不明】</p>
19. 10. 30	三陸町綾里字石浜	<p>ホームタンクから灯油が流出し、大半は庭の土に吸収されてしまったが、一部道路側溝へも流出した。</p> <p>流出した油は、側溝の集合マスに溜まっていたため、吸着マットと中和剤で処理した。</p> <p>【流出量：1700】</p>